

考查項目運用表

(專任監督員)

考査項目 3. 出来形及び出来はえ	細別 II. 品質 (3.1. 管布設工事)	評価対象 評価	a	b	c	d	e		
			□品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】	□〃	□品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し a 及び b に該当しない。	□	□		
【評価対象項目】									
【ダクタイル鋳鉄管・ポリエチレン管の接合】									
			1. 施工計画書に使用資材の品質が記載され、実使用資材と一致することが確認できる。 2. 施工計画書にメカニカル、フランジ、ポリエチレン管接合の品質管理等について記載されている。 3. 施工計画書に記載された接合方法、品質管理が現場施工と一致していることが確認できる。 4. 水道用資機材は日本水道協会の検査に合格した製品とし、受験証明書の提出がある。 5. 管材等、工事現場に入った材料の管理が適切である。 6. 管の接合状況が良好であることが確認できる。 7. メカニカル、フランジ、ポリエチレン管接合の結果が、適切に記録されている。 8. メカニカル接合作業等の重要な作業については自社管理が実施されている。 9. 接合作業は有資格者が実施しており出来形管理表の記載と一致する。 10. 天候に応じ、管接合の品質が高まるよう現場環境を整えていることが、写真などの記録からわかる。 11. 管内外面塗装傷の補修が確実に行われ検査時に未補修がない。 12. 切管（金属製）の切断面は、切管鉄部用塗料により防食塗装がなされている。 13. 管内には土砂、ゴミ等が残っていない。		□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。		□ 契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。		
			【開削工・管撤去工】						
			14. 管布設基盤面が良好であることが確認できる。 15. 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 16. 締固め試験を行い、品質を確認している記録がある。 17. 埋め戻し材料の品質が確認できる。 18. 土留工は、周囲の状況を考慮し、機材、方法等を選定し施工したことが確認できる。 19. 土留工の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認を行った。 20. アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時及び舗設時等で整理、記録されている。 21. 管の吊り込み、据付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 22. 吊り込みに必要なナイロンスリングなどの耐荷重、玉掛方法を定めて施工されていることが確認できる。 23. 舗装の復旧箇所を巡回点検した記録があり、補修をしている。 24. 異形管等の布設後の位置を明らかにするオフセット図が作成されている。 25. 埋設マークを必要な個所に設置し、記録がある。 26. 一時撤去した他占有物件を適切な時期、位置に復元し記録がある。 27. 他占有物件の防護が適切に行われ、記録がある。 28. その他						
			理由：テストその他理由						
			【推進工】						
			29. ヒューム管の規格、品質が確認できる。 30. シール材などの性能を現場に応じて適切に選定、設置している。 31. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 32. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 33. 管内の緊急時に備えた、センサー、警報装置などを現場に応じて適切に選定、設置している。 34. 管内の緊急時に備え、安全訓練を実施している。 35. 推進作業がデータで確認できる。 36. 近接構造物の変異調査を適切に行い、記録している。 37. 埋設道路の路面状況の変異調査を適切に行い、記録している。 38. 裏込めの注入状況が確認できる。 39. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 40. 地盤改良結果を、切羽、原位置で確認した記録が確認できる。 41. 地盤改良による水質検査を実施し、記録が確認できる。 42. その他						
			理由：テストその他理由						
			【シールド工】						
			43. セグメントの規格・品質がミルトで確認できる。 44. シール材などの性能を現場に応じて適切に選定、設置している。 45. セグメントの組み立て要領書があり、施工状況と一致している。 46. 二次コンクリート打設要領書があり、施工状況と一致している。 47. 常に切羽及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。 48. 管内の緊急時に備えた、センサー、警報装置などを現場に応じて適切に選定、設置している。 49. 管内の緊急時に備え、安全訓練を実施している。 50. シールド推進作業等がデータで確認できる。 51. 近接構造物の変異調査を適切に行い、記録している						

考查項目運用表

(専任監督員)

考査項目	細別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
				□品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】	□〃	□品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足し a 及び b に該当しない。	□	□
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 (3.1. 管布設工事)			【評価対象項目】 52. 埋設道路の路面状況の変異調査を適切に行い、記録している。 53. 裏込め注入状況がデータで確認できる。 54. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 55. 地盤改良結果を、切羽、原位置で確認した記録が確認できる。 56. 内挿管の設置計画を作成し、設置記録が確認できる。 57. その他 <u>理由：テストその他理由</u> 【弁室工】 58. マンホール用品直壁等の規格・品質がミルシート等で確認できる。 59. 弁管の据付けは、維持管理、操作等に支障が無いように、具体的な設置向きを、周辺道路、家屋等を考慮している。 60. マンホールと管の間に隙間がなく、転圧、間詰が適切に行われている。 61. 組み立てマンホール間の設置が適切で、ずれ・隙間などがない。 62. マンホール上面と道路面が平滑に仕上がっている。 63. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ及び空気量等が確認できる。 64. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 65. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイプレーテーの機種及び養生方法等を適切に行っている。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む。) 66. 鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき鉄筋固定方法が適切である。 67. スペーザーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 68. 型枠、支保工の取り外しが適切に管理されている。 69. コンクリート打設面上に補修がない。または、適切に補修が行われている。 70. 基礎杭の支持力が確認できる。 71. 基礎杭の杭頭処理が適切に行われ、記録で確認できる。		□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。		□契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	計			●評価基準 評価値が 90 %以上・・・・・・・ a 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・ b 評価値が 60 %以上 80 %未満・・・・ c 評価値が 60 %未満・・・・・・・ d				
				●備考 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2項目以下の場合は c 評価とする。				

考查項目運用表

(専任監督員)

考査項目	細別	評価対象	評価	a	b	c	d	e	
				□品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】	□〃	□品質が測定項目、測定基準 及び規格値を満足し a 及び b に該当しない。	□	□	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 (3.2. 管製作接合工事)			<p>[評価対象項目]</p> <p>1. 施工計画書に使用資材の品質が記載され、実使用資材と一致することが確認できる。 2. 施工計画書に配管施工図が添付され管番号や接合番号が管理できる管理図表が添付されている。 3. 施工計画書に接合管理書様式が添付されて、品質管理基準が明示されている。 4. 施工計画書に伸縮管の管理図表様式が添付されて、品質管理基準が明示されている。 5. 施工計画書に溶接棒等の品質、施工時の電圧管理方法について記載され、現場施工と一致していることが確認できる。 6. 施工計画書に管内作業時の必要換気量や安全対策が計画されている。 7. 施工計画書に管定位場所やシールド管内への作業通路・人員管理の安全対策が計画されている。 8. 施工計画書にメカニカル接合・フランジ接合の品質管理等について記載され、現場施工と一致していることが確認できる。 9. 切管の切断面は、切管鉄部用塗料により防食塗装がなされている。 10. 管材入荷時に水協検査証の提出がある。 11. 管材等、工事現場に入った材料の管理が適切である。 12. 溶接等の作業は有資格者が実施しており、出来形管理表の記載と一致する。 13. 溶接等の作業時には、工場塗装、既設管塗装を防護する措置が取られている。 14. 管内外面塗装の補修が確実に行われ、検査時に未補修がない。 15. 塗覆装の補修は、下地処理を適切に行い、塗膜厚、ビンホール検査等の品質管理も適切に記録されている。 16. 伸縮管の変位量測定管理書が、適切に記録されている。 17. 管内には土砂、ゴミ等が残っていない。 18. 溶接作業、塗料作業、メカ接合作業等の重要作業については自社管理が実施されている。 19. 溶接作業、塗料作業、メカ接合作業等の品質管理記録と作業状況写真が整合していることが確認できる。 20. 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 21. 塗装作業は、温度や湿度を管理し塗装面が適切な状態であることを確認して施工していることが確認できる。 22. 現場溶接のレントゲン検査等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 23. 現場溶接の超音波探傷検査について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 24. 現場溶接の浸透探傷検査について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 25. 内面溶接は、適切な換気がなされ、作業員の安全管理がなされている。 26. 溶接ヒュームに汚染、吸いしないように作業の方法を検討し、対策がなされ、作業員の安全管理がなされている。 27. 不断水工で設置する分岐管等は堅固に据付け、ボルト締めや溶接等が適切に施工管理されている。 28. 不断水工機材は、既設管に負荷を与えないものとし、水圧試験を実施し、発生する切りくず、切断片等は管外に排出している。 29. 不断水工は、鋼管路の絶縁、新設管との接続等の電食防止対策に配慮している。 30. その他</p> <p>理由 : テストその他理由_品質</p> <p>●評価基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>●備考 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックをはずす。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					
			計	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

別紙-2-6-1

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

調査項目	細別	工 夫 事 項		
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <p>1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 5. 設備工事における加工や組立等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫。 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 11. 盛土の綺麗度、杭の施工高さの管理に関する工夫。 12. 施工計画書の作成、写真管理等に関する工夫。 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 15. I C T (情報通信技術) を活用した情報化施工を取り入れた工事。 16. (1) 3 次元起工測量 17. (2) 3 次元データによる施工計画 18. (3) ICT建設機械による施工管理 19. (4) 3 次元出来形管理等の施工管理 20. (5) 3 次元データの納品 21. 遠隔臨場を実施した。 22. 特殊な工法や材料を用いた工事。 23. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</p> <p>【新技術活用・あいくる材活用】</p> <p>24. 請負者からの提案によるNETIS登録技術の活用、あいくる材の活用。</p> <p>【品質】</p> <p>25. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 26. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 27. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品の使用材料に関する工夫。 28. 配筋、溶接作業等に関する工夫。</p> <p>【安全衛生】</p> <p>29. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。</p> <p>30. 安全を確保するための仮設備などに関する工夫。 (落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等) 31. 安全教育、技術向上委員会、安全バトルールに関する工夫。 32. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 33. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 34. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 35. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 36. 環境保全に関する工夫。</p>	<p>【その他】</p> <p>37. 建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準にかかる評価対象項目①を達成。(評価基準は建設企画課HP参照。2023年4月1日以降に契約した工事に適用。)</p> <p>38. 建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準にかかる評価対象項目②～⑤を全て達成。(評価基準は建設企画課HP参照。2023年4月1日以降に契約した工事に適用。)</p> <p>39. 理由 : _____</p> <p>40. 理由 : _____</p> <p>41. 理由 : _____</p> <p>42. 理由 : _____</p>	
		記述評価 (加点数を選択 した評価内容を 詳細記述)	加点合計 : 0 点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的な内容を記載
			評点 : 0 点	

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。但し評価については検査員との合議とする。

また、設計積算中に含まれると判断される施工・品質管理、安全衛生対策を超えた工夫に対し、その工夫の効果が認められるものに限り評価する。

※2. 評価は各項目において1、2点で評価し、評点合計は最大7点とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評価し点数を入力すること。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてよい。

※4. 上記の調査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、「その他」に具体的に記載して加点する。「工事特性」との二重評価は行わない。

(2022-000-15)

工事成績採点の考查項目別チェック表（2）

管理番号 2022--000-15

(主任監督員)

2. 施工状況	II 工程管理	評 定 (該当数)	a	b	c	d	e
			5項目以上	3項目程度	2項目程度	やや不備	不 備
	III 安全対策	項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		評 定 (該当数)	a	b	c	d	e
4. 工事特性	キーワード評価	4項目以上	2項目程度	1項目程度	やや不備	不 備	
		項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【工事特性のキーワードの詳細】						
	評 点 : 0 (+20点～0点)						

別紙-3-1-1

※下記の評価項目を参考にa~eを評価する。

(主任監督員)

検査項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工状況	II. 工程管理	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象項目 <ol style="list-style-type: none"> 1. 隣接する他の工事などとの積極的な工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 2. 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 3. 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 4. 工程管理に係る積極的な取り組みが見られたことにより、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 5. 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 6. 工事施行箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 7. 実施工程表のフォローアップを行っており、工程管理に特別な工夫が行われている。 8. 履行報告に特別な工夫が行われている。 9. その他 <p>理由: _____</p>				
		<input type="checkbox"/> 0	<input checked="" type="checkbox"/> 判断基準 該当項目が5項目以上.....a 該当項目が3項目程度.....b 該当項目が2項目程度.....c			
III. 安全対策		<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象項目 <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設労働災害、及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 2. 安全衛生を確保するための管理体制を整備し組織的に取り組んだ。 3. 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 4. 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 5. 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 6. 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 7. その他 <p>理由: _____</p>				
		<input type="checkbox"/> 0	<input checked="" type="checkbox"/> 判断基準 該当項目が4項目以上.....a 該当項目が2項目程度.....b 該当項目が1項目程度.....c			

(2022-000-15)

[トップへ](#)

別紙3-2-1

(主任監督日)

参考項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性 4. 施工条件等 への対応	<p>I 構造物の特徴性への対応 (■施工範囲の大きさへの対応)</p> <p>1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特異な工事 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3. その他 理由:</p> <hr/> <p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p>4. 地盤の変形、活版構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程に大きな影響を受ける工事 6. 周辺住民等に対する騒音、振動等特に配慮する工事 7. 周辺施設等に対する影響を考慮する工事 8. 緊急時に応急が必要な工事 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 10. その他 理由:</p> <hr/>		<p>(1. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 切土、盛土、掘削土量 5万m³以上 又は切土高(直高) 20m以上 盛土高(直高) 10m以上 護岸高(直高) 5m以上 浚渫工(浚渫) 20万m³以上 堤、水門、最大幅開長 20m以上又は閘間数 2系閘以上 橋、支承、支点、支間、支承高 10m以上 河川堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深5m以上 砂防ダム 10m以上 砂防上部工 最大支間長 80m以上 船舶上部工 重量100t以上 下水道管渠、管渠内径1.5m以上 下水道井戸、井戸(特定井戸)、渠、沟の形式アンプ場は除く 下水道施設場(割内アンプ)、沈砂池、水処理施設及びこれらと同規模工事 <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 鉄道に隣接した構物の撤去工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の、構造物底面の難しさへの対応が特に必要な工事。 その他の、技術内有の難しさへの対応が必要な工事。 地盤強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 <p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 鉄道などの線路に基づき、工法の変更を行った工事。 <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地、水道管、電話線等の支障条件の複数について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 地元課税・通報対策などの制約が多い工事。 <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地での夜間工事。 D.I.D地区での工事。 <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本交通基盤網1万台以上の道路で片側通行の交通規制をした工事。 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 事業期間中の大半にわたって、交通閉鎖を行なうため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊の作業があり、その作業の中で対応した工事。 <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業現場が広範囲に分布している工事。 <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭下りの広さや高さに制限があり、機械の他用など施工に制約を受けた工事。 その他、周辺環境等は社会条件への対応が必要な工事。

	Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応	
	11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	(11.について) ・河川内の橋脚工事において、地下水位が高く、ウェルボルト工法などによる排水や大規模な川留めなどが必要な工事。 ・特殊地盤の形状が複雑ため、高磯杭基礎等に地盤調査を実施するなど支撑地盤を確認しながら再設計した工事。
	12. 泥、雪、風、気温、荒波等の自然条件の影響が大きな工事	(12.について) ・施工不適日が多くなるから、施工機械の稼働率や台数などを的に地盤に対する要が生じた工事。
	13. 急峻な地形及び土石流危険箇所内の工事	・泥水又は河川内への出し、泥水で計りながら上に架橋等の影響で工事効率が多く、主に作業船や台船を使用する工事。
	14. 地震等の自然現象の発生に配慮しなければならない工事	(13.について) ・急峻な地形のため、作業平台や作業機の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形下での下車のため、丁寧に作業地滑り防止対策の安全対策を必要とした工事。 ・泥水又は泥流で指定されたはね場における工事。
	15. その他 理由:	(14.について) ・重要な地盤構造に対する配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事。 (15.について) ・その他、自然条件又は機器条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における地盤の潜伏のうち時に対応すべき事項が認められる工事。
	IV長期工事における安全確保への対応	[工事条件のキーワードの詳説を記入]
	16. 12ヶ月を超える工事で、事故なく完了した工事(金庫一時中止 期間は除く)を重視し、文書注意に至らない事故は除く。 17. その他)	
評価	加点合計:	0 点
	津点:	0 点

【記入方法】該当する項目の加点数を選択すること

※1. 工事特性は、最大20点の評点とする。

※2. 専任監督目が評価する「5. 創意工夫」との重複評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、専任監督員等の意見も参考にし、検査員との合意によるものとする。

※4. 1項目1点を目安とする。

(2022--000-15)

工事成績採点の考查項目別チェック表（3）

管理番号 2022-00000-000-15

(総括監督員)

6. 社会性等	I 地域への貢献度	評定 (該当数)	a	a'	b	b'	c
			5項目以上	4項目以上	3項目以上	2項目以上	1項目以下
		項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8				
7. 法令遵守 等	□ 該当なし	措置内容			適応事例番号		
	□ 該当あり		1 2 3 4 5 6 7 8 -20 -15 -13 -10 -8 -5 -3		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15		

総合評価 技術提案	技術提案履行確認	履行
--------------	----------	----

調査項目	細別	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない
6.社会性等	1.地域への貢献度					

●評価対象項目

- 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 地域生活に着意したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。
- 地域が主催するイベント(前記3を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- 災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。
- 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。)
- 完全週休2日制または週休2日制に取り組んだ。
- その他

理由：.....

0

●判断基準

該当項目が5項目以上.....a
該当項目が4項目.....a'
該当項目が3項目.....b
該当項目が2項目.....b'
該当項目が1項目以下.....c

※請負者からの提出を受け評定を行う。
※実施した項目が、地域貢献として認められたものを評価する。

別紙-3-4-1
【記入方法】該当する項目の□に✓マークを記入する。

(総括監督員)

考査項目		法令遵守等の該当項目一覧表																																		
7. 法令遵守等		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 指名停止3ヶ月以上</td><td></td><td>- 20点</td></tr> <tr><td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td></td><td>- 15点</td></tr> <tr><td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td></td><td>- 13点</td></tr> <tr><td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td></td><td>- 10点</td></tr> <tr><td>5. 文書注意</td><td></td><td>- 8点</td></tr> <tr><td>6. 口頭注意</td><td></td><td>- 5点</td></tr> <tr><td>7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマツラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もしい事故や交通事故は含まない。）</td><td></td><td>- 3点</td></tr> <tr><td>8. 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により棚引されなかつた</td><td></td><td>- 10点</td></tr> <tr><td>9. その他 理由</td><td></td><td>- 点</td></tr> <tr><td>10. 項目該当なし</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		措置内容		点数	1. 指名停止3ヶ月以上		- 20点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		- 15点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		- 13点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満		- 10点	5. 文書注意		- 8点	6. 口頭注意		- 5点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマツラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もしい事故や交通事故は含まない。）		- 3点	8. 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により棚引されなかつた		- 10点	9. その他 理由		- 点	10. 項目該当なし		
措置内容		点数																																		
1. 指名停止3ヶ月以上		- 20点																																		
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		- 15点																																		
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		- 13点																																		
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満		- 10点																																		
5. 文書注意		- 8点																																		
6. 口頭注意		- 5点																																		
7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマツラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もしい事故や交通事故は含まない。）		- 3点																																		
8. 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により棚引されなかつた		- 10点																																		
9. その他 理由		- 点																																		
10. 項目該当なし																																				
該当項目なし	0点	<p>① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、当該工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適用事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかつた場合は、8. の項目で減ずる措置をおこなう。（-10点） ⑤ 「時間的制約を受ける公共土木工事」で、受注者の責により施工時間を逸脱して作業を行つた場合は、9. その他の理由欄に記載し評価点を入力する。（-10点）</p> <p>【上記で評価する場合の箇条事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に承継した。 3. 使用人等に対する労働条件に問題があり送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 人國管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金支払期日以内に支払っていない。不間に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通事故法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「非指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行つてゐる事実が判明した。 14. 安全管理の処分が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15. 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請負契約を締結した。（発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合） ※愛知県公共工事請負契約法第7条の1 																																		

(2022-000-15)

工事成績採点の考查項目別チェック表（4）

管理番号 2022-000-000-15

(検査員)

別紙-4-1-1

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

(検査員)

考査項目	細別	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている	
2. 施工状況	I. 施工管理			<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <p>1. 契約約款第19条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 2. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 3. 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 4. 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していること 5. 施工体制台帳及び施工体系図を、法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 6. 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 7. 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 8. 工事材料の品質に影響が無いよう、工事材料を保管していることが確認できる。 9. 工場検査・機器承認団等の提出が適切な時期に行われている。 10. 品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質管理を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 11. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 (※測定数が15点以上のときに評価対象とする。) 12. 品質管理図表及び度数表が作成され、適切である。 (※測定数が15点以上のときに評価対象とする。) 13. 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。 14. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 15. 段階確認、施工状況把握に係わる報告が適切な時期に行われている。 16. 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 17. 工事記録の整備が適時、的確になされている。 18. 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 19. 建設副産物の再利用等へ取り組みを行っていることが確認できる。 20. 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 21. その他</p>				施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った	施工管理について、監督員からの文書による改善指示に

0 0

● 判断基準

評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・c

別紙-4-2-1

検査項目	細別	評価	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	
I. 出来形 一般土木工事	出来ばえ	<p>1. 築造物の機能、性能が設計図書・仕様書の定めた事項を満足している。</p> <p>2. 出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表)が出来形管理基準により作成され適切であることが確認できる。</p> <p>3. 出来形図が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。</p> <p>4. 出来形管理図表が作成され、適切であることが確認できる。(※測定数が15点以上の場合に評価対象項目とする。)</p> <p>5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p>6. 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p>7. 社内の管理基準が明記されている。</p> <p>8. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p>9. その他</p> <p style="text-align: center;">理由 : _____</p>								<p>・出来形の測定方法又は あつたため、監督員が</p>	出来形の測定方法又は あつたため、検査員が
0 0		<p>● 判断基準</p> <p>評価値が95%以上・・・・・・・・・・・・a, 評価値が90%以上95%未満・・・・a, 評価値が85%以上90%未満・・・・b, 評価値が80%以上85%未満・・・・b, 評価値が60%以上80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・d</p>									
トップへ											

別紙－4－2－2

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	細別	評価対象	評価						
				a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている
3. 出来形及び出来ばえ 機械設備工事	I. 出来形	<p>● 評価対象項目</p> <p>1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認できる。 3. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6. 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認できる。 7. 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認できる。 8. 社内の管理基準が明記されている。 9. 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 10. 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 11. その他 理由 : _____ </p>					<ul style="list-style-type: none"> ・出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が改善された。項目について不備が 		出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 0		<p>● 判断基準</p> <p>評価値が95%以上・・・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・d</p>							
<u>トップへ</u>									

別紙－4－2－3

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	細別 対象	評価 評価	a'	b	b'	c	d	e		
			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形 電気設備工事 通信・弱電・ その他の類似工事	<p>● 評価対象項目</p> <p>1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2. 機器用の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 3. 写真管理基準の管理項目を満足している。 4. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 5. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 6. 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 7. 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書とのおり施工していることが確認できる。 8. 配管及び配線が設計図書又は承諾図書とのおり敷設されていることが確認できる。 9. 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 10. 配管及び配線の支撑間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11. 社内の管理基準が明記されている。 12. 測定機器のキャリブレーションを定期的に実施している。 13. その他</p> <p style="text-align: center;">理由：_____</p> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が95%以上・・・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・d</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が改善された。項目について不備が 					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が			
		0	0							
		トップへ								

別紙-4-3-1

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価 基準 対象 範囲	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ぼえ	(1)コンクリート 構造物工事		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び 規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、 監督員が改造請求を行った。
II.品質			【評価対象項目】				
			1.コンクリートの配合試験及び試験練りを行っておりコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アーチ骨材反応抑制等）が確認できる。 (※適合マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適合マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレバーベンチコンクリートを用いる場合に評価対象とする。)				
			2.コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。				
			3.圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。				
			4.施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）				
			5.型枠・支保材が十分な強度と安全性を持っており、締付け確認や剥離剤の塗布などが行われ、打設中の管理が適切である。				
			6.コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。				
			7.コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。				
			8.鉄筋の規格・品質が、証明書類で確認できる。				
			9.コンクリート打設までにどうぞ、油等の有害物が鉄筋前に付着しないよう管理していることが確認できる。				
			10.鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。 (※鉄筋交差部が強固に接合され、結束線がかぶりに入らないように内側に折り込まれているか等。)				
			11.溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。				
			12.コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足し、気候等に応じ適切に行われている事が確認できる。（日数、方法等）				
			13.ムーテーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
			14.セパレータ部の管理が適切に実施されている。				
			15.カツカツがある場合であっても、それらが進行性又は貫通カツカツではなく、発生したカツカツに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。				
			16.その他 理由： 評価値が90%以上···a 評価値が80%以上90%未満···b 評価値が60%以上80%未満···c 評価値が60%未満···d				
	(2)土工事 (切土・ 盛土・ 築堤等工事)		a	b	c	d	e
			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び 規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、 監督員が改造請求を行った。
			【評価対象項目】				
			1.施工に先立ち適切に丁張を設置し、また施工中にも適宜点検し精度の向上及び変状の発見に努めている。				
			2.雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。（作業終了・中断時含む。）				
			3.段切りを設計図書に基づいて行っていることが確認できる。				
			4.置換えのための掘削を行なうあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。				
			5.締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。				
			6.一層当たりのまき出し厚を管理していることが確認できる。				
			7.芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。				
			8.構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。				
			9.土羽土の土質が適正な土質で行っていることが確認できる。				
			10.品質管理に必要な各種試験を行い、適切な施工がされていることが確認できる。				
			11.法面上に有害な亀裂が無い、カツカツや損傷部がない。				
			12.伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。				
			13.その他 理由： 評価値が90%以上···a 評価値が80%以上90%未満···b 評価値が60%以上80%未満···c 評価値が60%未満···d				

検査一

(2022-000-15)

別紙-4-3-2

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価基準	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ぼえ	(3) 補強土壁工事	評価基準	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II.品質		評価基準	〔評価対象項目〕				
			1. 盛土材料の土質が適正である。 2. 盛土の締固めを適切な条件（人力・機械・巻き出し厚・敷き均し・転圧作業等）で施工されている。 3. プレイヤー製品・材料等の品質が、工場管理資料等の品質証明資料により適切であると確認できる。 4. 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 5. 盛土の締め固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 6. その他	理由： _____			
		0 0					
			評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・d				
	(4) 取扱工事	評価基準	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		評価基準	〔評価対象項目〕				
			1. 分別、再資源化を適切に実施している。 2. 施工計画に定められた計画により管理されている。 3. 廃棄物の処理が適切である。 4. 請負者の管理記録が整備されている。 5. 不可視部分の写真記録が適正である。 6. その他	理由： _____			
		0 0					
			評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・d				

検査-2

(2022-000-15)

別紙-4-3-3

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価基準	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ぼえ	(5) 二次製品 構造物工事		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【開通基準、土木工程施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改修請求を行った。
II.品質			【共通】 1.仕様書に定められている品質管理が実施されている。 2.材料の品質規格証明書が整備されている。 3.JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 4.基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 5.二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 6.土留め、カネボウシ等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 7.製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 8.敷きわけが適切に施工されている。 【擁壁類（補強土擁壁は除く）】 9.胸込コンクリート、裏込めの充填が十分で空隙が生じていない。 10.基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 11.材料の接続または、かみ合わせが適切でズレがなく、接続部からの土砂流出防止がなされている。 12.端部における地山とのすりつけが適切である。 13.丁振りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。 14.コンクリート擁壁工の施工にあたり、コンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締め固め及び養生が適切に行われている。 15.その他				
			理由： 【用排水路・その他】 16.位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 17.不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に人念に行われている。 18.呑口、吐口、集水井等の取付けコンクリートにガバ等の欠陥がない。 19.施設の流末は浸食、滞留が生じないよう処理されている。 20.不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縫目地からの漏水も見られない。 21.縫目部の目地モルタル・パッキン等が適切に施工されている。 22.製品の縫目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 23.その他				
	0 0		理由： 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・d				

別紙-4-3-4

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

検査項目	工種	評価基準	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ばえ	(6) 鋼構工事 (RC床版工 事はコンクリート 構造物に 準ずる。)		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【開通基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び 規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を行った。	(検査員) 契約書第18条に基づき、 監督員が改造請求を行った。
II.品質			【評価対象項目】 【工場製作関係】				
			1. 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 2. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 3. 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4. 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 5. 孔開けによって生じたまくろが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 6. 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 7. 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 8. 素地調整を行なう場合、第1種ケル後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 9. 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 10. 塗料の品質が出荷證明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 11. 檜路、落橋防止装置、配水管等の付属物のめつき、防食、塗装が適切であることが確認できる。 12. その他				
		理由： 【架設関係】					
		13. クレーン、バットなどの設置位置における地盤支持力を確認している。 14. バットの締付け確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 15. バットの締付け及び測定機器のキヤフーレーションを実施していることが確認できる。 16. 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 17. 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 18. バットを適切に管理・保管しており、出荷時の品質が施工時まで保たれていることが確認できる。 19. 支承及び承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。 20. 支承の据付で、コンクリート面のタッピングと、仕上げ面の水切勾配がついていることが確認できる。 21. 施工用の材料・施工が適切である。(無收縮モルタルを使用、打設前に表面を潤滑状態にし、また確実に充填される よう注意している。) 22. 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 23. 架設に用いる仮設及び架設用機械について品質、性能が確保できる規格及び強度を有していることが確認できる。 (※架設計画書等による確認)					
		24. 現場塗装部のケル及び膜厚管理を適切に行なっていることが確認できる。 25. 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 26. 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。 27. その他					
		理由： 評価値が 90 %以上 ······ a 評価値が 80 %以上 90 %未満 ····· b 評価値が 60 %以上 80 %未満 ····· c 評価値が 60 %未満 ····· d					
		0	0				

別紙-4-3-5

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価基準	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ぼえ	(7)塗装工事	実績	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工程施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は規格値を満足し a 及び b に該当しない。 測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II.品質			1. 塗装作業にあたり塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 2. クレを入念に実施していることが確認できる。 3. 天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。 4. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 5. 鋼材表面及び被塗表面の汚れ、油膜等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6. 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7. 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8. 溶接部、まくの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10. その他	理由 : _____			
		0 0	評価値が 90 %以上 ······ a 評価値が 80 %以上 90 %未満 ··· b 評価値が 60 %以上 80 %未満 ··· c 評価値が 60 %未満 ······ d				

別紙-4-3-6

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価基準	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ばえ	(8) 護岸・根固 ・水制工事	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕			品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II.品質		1. 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 2. 裏込材及び隅込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 3. 線化アッパ、石積(張)、法枠、かごシット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いようになっていることが確認できる。 4. 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び、水密性を確保していることが確認できる。 6. 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7. 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8. 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9. 使用材料の品質が証明書類で確認できる。 10. 基礎工において、揮り過ぎが無く施工していることが確認できる。 11. コンクリート等を損傷無く設置していることが確認できる。 12. 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び漏水は、排除して施工していることが確認できる。 13. 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14. 有害なクラックが無い。 15. 下張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意を払っている。 16. その他 理由: _____					
		評価値が 9.0% 以上 a 評価値が 8.0% 以上 9.0% 未満 b 評価値が 6.0% 以上 8.0% 未満 c 評価値が 6.0% 未満 d	0 0				
(9) 海岸工事		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕	a	b	c	d	e
		1. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2. コンクリートの運搬、打設、締め固め及び養生が、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3. 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. コンクリートの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5. 転倒や崩壊等が無いようコンクリートの仮置を行っていることが確認できる。 6. 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 7. 吸出し防止材を所定の幅で重ね合わせており、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8. ブロック・捨石の搬付について、強度の凸凹がなく、かみ合わせが良くて安定している。 9. 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 10. 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 11. その他 理由: _____					
		評価値が 9.0% 以上 a 評価値が 8.0% 以上 9.0% 未満 b 評価値が 6.0% 以上 8.0% 未満 c 評価値が 6.0% 未満 d	0 0				

別紙-4-3-7

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価 基準	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ばえ	(10) 砂防構造物 工事及び 地すべり防止 工事 (集水井戸 工事を含む)	基準未 達成	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び 規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、 監督員が改修請求を行った。
			【評価対象項目】				
			1.コンクリートの配合試験及び試験練習を行っておりコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アーチ骨材反応抑制等）が確認できる。 （※△マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、△マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレーティングスルコンクリート用いる場合に評価対象とする。）				
			2.コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スピノ・空気量等が確認できる。				
			3.コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。				
			4.施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーションの機種、養生方法等、適切に行っている。（地中及び骨中コンクリート等を含む）				
			5.コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。				
			6.鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。				
			7.型枠・支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。				
			8.地山との取扱い方が適切に行われている。				
			9.鉄筋または鋼材の規格が証明書類で確認できる。				
			10.△マークが設計図書どおり施工してあることが確認できる。				
			11.ボットの縫付確認が実施され、適切に記録が保管されている。				
			12.ボットの縫付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。				
			13.△マークが無い、△マークがある場合でもあっても、それらが進行性又は貫通△マークではなく、発生した△マークに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。				
			【砂防構造物工事に適用】				
			14.施工基面が平滑に仕上げられている。				
			15.コンクリートを打ち込む基礎岩盤および水平打継目のコンクリートは、吸水させ温潤状態にし、モルタルを塗りこむように敷設している。				
			16.コンクリート打設方法が適切である。（打込み高さ・一層厚さ・締固め・1ワット・打継ぎ目処理・養生 等）				
			17.工場製作部分について、原寸、工作、溶接に関する事項が適切に記録されている。				
			18.鋼製部材の現場塗装において、時期、素地調整、塗装方法、塗膜状況が適切であることが確認できる。				
			19.標板、銘板が適切にとりつけられている。 理由: _____				
			20.その他 理由: _____				
			【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】				
			21.△マークが設計図書どおり施工してあることが確認できる。				
			22.ラーメンの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。				
			23.ラーメンと地山との隙間が少くなるように施工を行っている。				
			24.集・排水ボーリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。				
			25.抑止杭工について、排出土および掘削時間等から、地質の状況が記録され、基岩又は固定地盤面の深度が確認できる。 理由: _____				
	0 0		評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・d				

別紙-4-3-8

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する

別紙-4-3-9

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価結果	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ぼえ	(12) 舗装工事 (改良系)	良 傷 異常	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【開通基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改修請求を行った。
			【評価対象項目】 【路床・路盤工関係】				
II.品質			1. 施工に伴い、CBR試験、平板荷重試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を 20 cm 以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。 5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。 7. 路床・路盤工の「ルーフィング」を行い、ローラーがまないことが確認できる。 8. 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。 9. その他	理由:			
			10. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。 （アフターミキシングの事前審査制度の適用工事は除く。） 11. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。 12. 混合物の温度管理が、ブリット出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 13. 舗設後、交通開放を適切に行っている。 14. 舗装の各層の縫目が標準仕様書に定められた敷数以上ずらしている。 15. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。 16. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 17. アライメント、カットが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。 18. アライメント、カットが既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。 19. 初期・一次・仕上げ転圧が適切に行われている。 20. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。 21. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。 22. 仮区画線の施工が施工計画とのおり適切に施工されたことが確認できる。 23. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。 24. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。 25. その他	理由:			
			【コンクリート舗装工関係】				
			26. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塙基總量等）が確認できる。 （※マーケットを取得していない工場で製造されたコンクリートや、マーケット取得工場であってもJIS A5308以外のセメントコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 27. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。 28. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・セメント・空気量等が確認できる。 29. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 30. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設方法・養生方法等を適切に行っている。 31. 材料が分離しないようコンクリートを敷き均している。 32. チャー、タハーブ等の保管管理が適正であることが確認できる。 33. 目地の設置位置・構造が適正であることが確認できる。 34. その他	理由:			
			【共通】				
			35. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。				
		0 0	評価値が 90 % 以上 ····· a 評価値が 80 % 以上 90 % 未満 ··· b 評価値が 60 % 以上 80 % 未満 ··· c 評価値が 60 % 未満 ····· d				

別紙-4-3-10

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価基準	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ぼえ	(13) 舗装工事 (修繕系)	基準	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【開通基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が満足し a 及び b に該当しない。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		基準	【評価対象項目】 【路床・路盤工関係】				
II.品質			1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を 20 cm 以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。 5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。 7. 路床、路盤工において、現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。 8. 路床、路盤工において、現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。 9. 路上再生路盤工において、施工時の添加材料の噴出量等が設計どおりであることが資料で確認できる。 10. その他 <u>理由:</u> 【アスファルト舗装工関係】				
			11. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く。) 12. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。 13. 混合物の温度管理が、アシート出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 14. 舗設後、交通開放を適切に行っている。 15. 舗装の各層の縦目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。 16. 自他の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。 17. 気象条件に適した混合物の運搬方法・貯設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 18. アスファルト、タックートが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。 19. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。 20. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。 21. 縦・横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。 22. 仮区画線の施工が施工計画書とのおり適切に施工されたことが確認できる。 23. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。 24. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。 25. その他 <u>理由:</u> 【共通】				
			27. 工法の適合や、変更・追加等の有無を確認するために、施工前・中などにおいて現地調査を十分に行っている。 28. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。				
	0 0		評価値が 90% 以上 ······ a 評価値が 80% 以上 90% 未満 ··· b 評価値が 60% 以上 80% 未満 ··· c 評価値が 80% 未満 ······ d				

別紙-4-3-11

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価基準	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ぼえ	(14) 法面工事	基準	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【開通基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は規格値を満足し a 及び b に該当しない。 測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改修請求を行った。
		【評価対象項目】					
		【共通】					
II.品質			1. 施工基面が平滑に仕上げられている。 2. 設計図書に示されている法勾配で適切に施工されている。 3. 施工面の浮石除去・除根等が適切におこなわれている。 4. 吹付け材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 吹付け技工（アーマー・ガバ）の技量が適切であることが確認できる。 6. 法面の変状を常に監視し、施工している。				
		【種子吹付工・客土吹付工・厚層基材吹付工関係】					
			7. 土壌試験を実施し、施工に反映している。 8. ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 9. 吹付け厚さが均等である。 10. 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 11. 法面端部付近にアーマーをを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。 12. 基材の配合が適切であることが確認できる。 13. 吹付完了後、保護養生が行われている。（養生材吹付、散水養生 等） 14. その他 理由:				
		【コンクリート・又はモルタル吹付工関係】					
			15. 金網の重ね幅が10cm以上確保されている。 16. ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 17. 吹付け厚さが均等である。 18. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 19. 跳ね返り材が適切に行処理されている。 20. 吸水性の吹付け面の場合に、事前に吸水させていることが確認できる。 21. 法面端部付近にアーマーをを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。 22. 水抜管を湧水部や間部に配慮して設置している。 23. その他 理由:				
		【打詰工関係（現場打・アーマー・現場吹付等）】					
			24. アンカが適切に施工されていることが確認できる。（長さ、定着等） 25. 配筋状況が適切である。 26. 打継ぎ目の施工が適切である。（打継ぎ目は水洗いやセメントペーストにより付着性の向上を図っている。） 27. 現場養生が適切に行われている。 28. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 29. アンカと枠の連絡や、枠のかみ合せが適切である。 30. 枠と法面間の処理が適切で、密着していることが確認できる。 31. 枠内に空隙がないことや、中詰め材が沈下・流出していないことが確認できる。 32. 屋面上にはく離がないことが確認できる。 33. 跳ね返り材が適切に処理されている。 34. その他 理由:				
	0 0		評価値が90%以上··· a 評価値が80%以上90%未満··· b 評価値が60%以上80%未満··· c 評価値が60%未満··· d				

検査-1-1

(2022-000-15)

別紙-4-3-12

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

検査項目	工種	評価基準	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 ぼえ	(15) 外構工事	基準	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【開通基準、土木工程施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	(検査員) 契約書第18条に基づき、監督員が改修請求を行った。
II.品質			1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験結果が行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塗基総量等）が確認できる。 （※マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレーベンキストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・セメント・空気量等が確認できる。 3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. コンクリート打設について、施工条件及び気象条件に適した遮蔽時間、打設方法等を行っている。 5. 鉄筋又は鋼材の規格が証明書類で確認できる。 6. コンクリート打設までの鉄筋・鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 7. 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 8. 金網の離ぎ目を15cm（一目）以上重ね合わせていることが確認できる。 9. 吹付コンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 10. 吹付コンクリートの施工で滑溜及び湿润状態が確認できる。 11. 吹付コンクリートの配合及び骨材の種別・規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12. ワッポット挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 13. ワッポットの地山との定着方法が適切である。 14. イハート工において、掘削状況、打設方法が適切である。 15. 防水工に防水シートを使用する場合は、ワッポット等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 16. 繰工コンクリートとアーチコンクリートの打縫目が同一線上にないことが確認できる。 17. 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打縫目が同一線上にないことが確認できる。 18. 常に切羽及び地表面の状況を確認して施工していることが確認できる。 19. 裏込め注入の施工時期・方法が適切で、状況がデータで確認できる。 20. その他 理由:				
	0 0		評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・d				

検査-12

(2022-000-15)

別紙-4-3-13

〔記入方法〕該当する項目の□にマークを記入する。

検査項目	工種	評価対象	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ぼえ	(16)植栽工事		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を	(検査員) 契約書第18条に基づき、監督員が改修請求を行った。
II.品質			1. 土壌硬度試験及び土壤試験(PH)を実施し施工に反映している。 2. 施肥・かん水等、活着管理が適切におこなわれている。 3. 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 4. 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 5. 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 6. 植栽する樹木について、余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。 7. 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。 8. 樹木、地被類、つる性物等には樹幹の割れ、病害虫等がないことが確認できると共に、仕様書に基づいた植え付けが適切になされている。 9. 埋戻土が設計図書の基づいた性状であり、小石・ごみ・雜草・夾杂物を含まない適切なものであること が確認できる。 10. 支柱・添え木をぐらつかないように設置していることが確認できる。 11. その他 理由: _____	評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・d			
	(17)建築工事(土木関連)	評価対象	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】	a	b	c	d
			1. 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 2. 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 3. 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 4. 車体の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、建造物の品質が確保されている。 5. 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され良質な施工が伺える。 6. その他 理由: _____	評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・d	品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	(検査員) 契約書第18条に基づき、監督員が改修請求を行った。
		0 0					

別紙-4-3-14

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価 基準	a	b	c	d	e	
3. 出来形 及び出来 ぼえ 標識・区画線 設置工事・ 防護柵(網)	(18) II. 品質	評価 基準	<p>a 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【開通基準、土木工程施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】</p> <p>b 【評価対象項目】</p> <p>1. 防護柵設置要綱、視線誘導標設置要綱、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 2. 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。 3. 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 4. 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。 5. 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 6. 防護柵の支柱の根人長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7. ガードケーブルを取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 8. ガードケーブルの端部支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 9. ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 10. 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11. 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 12. 区画線を除去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 13. ブライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 14. 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15. その他</p> <p>理由 : _____</p>		<p>c 品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</p>		<p>d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	
		評価値が90%以上 a					
		評価値が80%以上90%未満 b					
		評価値が60%以上80%未満 c					
		評価値が60%未満 d					
		0	0					

検査-1-4

(2022-000-15)

別紙-4-3-15

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

Ⅰ. 評価項目		a	b	c	d	e
Ⅱ. 品質	評価対象箇所					
3. 出来形 及び出来 工事	(19) 浆渫・覆砂 工事	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【開通基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕		品質が測定項目、測定基準 及び 規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であつたため、 監督員が文書で改善指示を行つた。	契約書第18条に基づき、 監督員が改造請求を行つた。
		1. 着手前の測量の記録・保管が適正である。 2. 施工前、施工中の水象・気象の資料が整備されている。 3. 土砂量の検査・計測が的確に行われている。 4. 機械の選定及び組み合わせが適切である。 5. 周辺環境に配慮し、水質汚濁防止・水質監視等が行われている。 6. 浆渫高さ（覆砂厚）、すりつけが規格値内に納まる仕上がりである。 7. 覆砂の品質資料が適切に整理されている。 8. その他	理由： _____			
	0 0	評価値が 90 %以上 ······ a 評価値が 80 %以上 90 %未満 ··· b 評価値が 60 %以上 80 %未満 ··· c 評価値が 60 %未満 ······ d				

別紙-4-3-16

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価値	a	b	c	d	e
3.出来形 及び出来 港湾築造 ぼえ	(20) 工事(波濬・ 漁港築造 工事を含む) (該当する 他工種を 適宜 組み合わせて 評価すること)		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕		品質が測定項目、測定基準及び 規格値を満足し a 及び b に該当しない。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、 監督員が改造請求を行った。
			<p>1. 材料の品質及び形状が、設計図書等と整合しており証明書が整備されている。 2. 潟り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 3. 海中土工の施工上の注意点（仕様書による）が守られている。 4. 浮泥を巻き込まないよう箇換材を投入していることが確認できる。 5. マットが破損なく施工され、記録等により確認できる。 6. 塗石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録等により確認できる。 7. 使用材料に損傷及び補修痕がない。 8. ケーブルの進水、仮懸、曳航及び回航の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 9. ケーブルの掛け及び中継の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 10. エリートワーカーの据付の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 11. 付属工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 12. 溶接及び切断の品質管理に関する仕様書に定められた事項が確認できる。 13. その他 理由： _____</p>				
		0 0	評価値が 9.0 % 以上 · · · · · a 評価値が 8.0 % 以上 9.0 % 未満 · · · b 評価値が 6.0 % 以上 8.0 % 未満 · · · c 評価値が 6.0 % 未満 · · · · · d				